

地区の土地・建物所有者の皆様
お住まいの皆様、法人・事業所の皆様

日進市総合政策部企画政策課長

赤池箕ノ手地区の名称地番変更について（お知らせ）

日頃は、市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、赤池箕ノ手地区の名称地番変更について、区域境界・丁目境界及び名称が決定しているところですが、この度、土地区画整理事業の施行期間が延伸されたことから、**名称地番変更予定も令和7年以降となりましたので、お知らせいたします。**

今後、土地区画整理事業の進捗状況にあわせ、新地番の振り付け、名称地番変更日の決定、新郵便番号の設定等の作業を郵便局等の関係機関と調整しながら進めていきます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



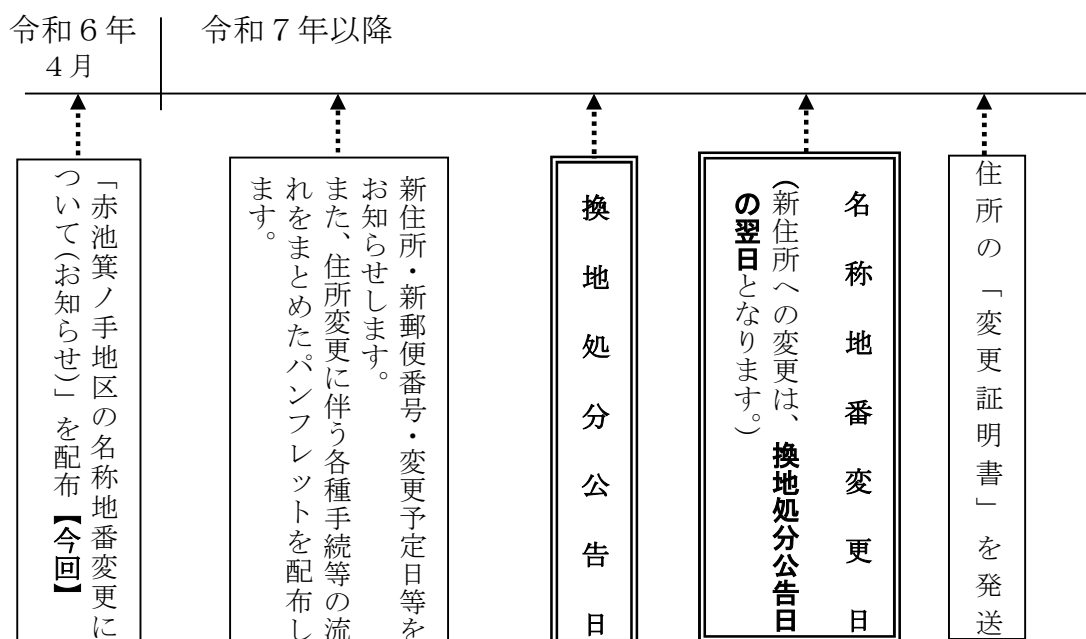
裏面もご覧ください

【住所の表示例】

変更前	変更後
日進市赤池町箕ノ手〇番地〇	日進市赤池台〇丁目〇〇〇番地

※土地の所在地については、「日進市赤池台〇丁目〇〇〇番」という表示になります。

【今後の主な予定】



※土地区画整理事業の進捗状況によっては、変更になる場合があります。

【住所変更に伴う各種手続】

市や法務局等で変更できる事項もありますが、**運転免許証や車検証等の住所変更については、ご自身で手続きを行っていただくことになります。**

(住所変更の手続で生じる諸経費も、ご自身の負担となります。)

例外的に市の管理している業務等で住所変更の手続が不要なものもありますので、**それらを含めた変更手続の流れ等をまとめたパンフレットを作成し、配布する予定です。**

【その他】

既に所有権を移転されている場合はご容赦願いますとともに、相手方へご案内いただきますようお願いいたします。また、共有名義地で所有者様が同じ住所にお住まいの場合、代表者様（所有者様が死亡されている場合は、相続人様）宛にお知らせしております。大変お手数ですが共有名義の方にも本件についてご案内くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ】

担当 市政戦略係

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

電話 0561-73-3176 FAX 0561-73-6845

mail seisaku@city.nisshin.lg.jp